## ○公的研究費の執行に関する行動規範

(平成20年3月31日通達第36号)

**改正** 平成21年3月26日通達第14号 平成24年9月13日通達第40号 平成27年2月26日通達第16号

## 1 目的

この通達は、公的研究費の不正な使用の防止等に関する規程(平成19年規程第65 号)第6条の規定に基づき、公的研究費の執行に関する不正使用の防止を推進するための 行動規範を定めることを目的とする。

## 2 行動規範

公的研究費を執行するすべての役職員等は、公的研究費の執行に関する不正使用が研究 所への信頼を揺るがすものであることを認識し、次に掲げる事項に留意し適切な研究の遂 行に努めなければならない。

- (1) 公的研究費の執行にあたっては、関係する法令及び研究所の諸規程等に基づき適 正に行われること。
- (2) 公的研究費が国の税金で賄われていることを強く認識し、研究者個人に交付された補助金であっても公的研究費の使用ルールを遵守し、適正に執行すること。特に、謝金、旅費、物品費に係る研究費については、厳正に執行すること。
- (3) 削除

附 則

この通達は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月26日通達第14号) この通達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月13日通達第40号) この通達は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(平成27年2月26日通達第16号) この通達は、平成27年3月1日から施行する。